

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の見直しの考え方に対する都民の皆様の御意見及び都の考え方について

1 意見募集期間及び意見募集結果

- ・意見募集期間：平成30年11月5日（月曜日）から12月4日（火曜日）まで
- ・意見提出者数：1名
- ・意見提出件数：2件

2 意見及び都の考え方

- ※寄せられたご意見は、その趣旨を踏まえ抜粋して掲載しています。
- ※本条例と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No	意見内容	都の考え方
1	耐震化や建替えに非協力的な占有者に対して行政が指導・助言できるようにするのは「一歩前進」だと考えます。	建物所有者が耐震化を行うことが原則ですが、賃借人との合意形成が耐震化の課題となっていること等を踏まえ、耐震化の更なる促進を図るため、占有者の責務等を新たに追加する条例の見直しを検討していきます。
2	占有者が非協力的なために耐震化や建て替えが遅れ、震災でビルが倒壊し、緊急輸送道路としての機能が損なわれた場合、占有者に対して損害賠償が請求される可能性についてもはっきりと言及できるようにすべきと思料します。	今回の見直しでは、耐震改修等の指示の対象となった特定沿道建築物の占有者が耐震改修等の実現に向けて協力しない場合は、占有者に指導及び助言ができる規定等を追加することを検討しております。